

米子香港便交流創出支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 県へ交付申請提出（事業開始の20日前まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 県から交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

○「交付決定」通知により正式に事業着手することができます。
* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始（→ 県へ着手届提出）

○着手届を下記提出先に郵送又は持参してください。
この補助金では着手届は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了（→ 県へ完了届を提出／完了から14日まで）

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日
この補助金では完了届は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 県へ実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金のお支払い：補助金交付要綱に定める実績報告書提出いただいた後、完了検査で適正に実施したことを確認したのち、「額の確定通知書」をお送りします。この確定通知書をもって、振込口座等を記載した請求書をご提出ください。県が請求書を受領してから、2週間程度でご指定口座にお支払いします。これらの手続きについてもその都度ご案内します。

資料提出・問い合わせ先

観光交流局観光戦略課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

0857-26-7310 kankou@pref.tottori.jp